

令和 8 年 9 月 1 日からの機能移転に係る施設基準等の取扱いについて

保険医療機関の廃止を伴わず診療機能の移転を行う場合における例外的な取扱い(機能移転)について

(1)対象となる事例

保険医療機関の廃止を伴わず診療機能(施設基準の届出を要するものに限る。)の移転(以下「機能移転」という。)を行う場合は、新たに当該機能を担う保険医療機関(以下「移転先医療機関」という。)が、通常の手続きにより新たに施設基準の届出を行うこととなるが、特に移転先医療機関が希望し、機能移転前の保険医療機関(以下「移転元医療機関」という。)の施設基準の辞退をする日と原則として同日(以下「機能移転日」という。)付で施設基準届出を行う場合であって、一定の基準を満たす場合は、例外的に、移転元医療機関の実績要件を引き継いで、機能移転日から当該施設基準に係る診療報酬の算定を行うことができる。

(2)機能移転を希望する場合の申請手続

<申請手続き>

1. 機能移転を希望する移転先医療機関の開設者は、原則として機能移転を希望する日の**3か月前まで**に、保険医療機関又は保険薬局が所在する県を管轄する事務所(広島県にあっては指導監査課)に「別紙2-1」の予定届出書の届出を行い、事前相談を行うこと。
☐「別紙2-1」の予定届出書
2. 機能移転を希望する移転先医療機関の開設者は、下記の必要書類を提出すること。
☐「別紙2-1」の届出書
☐届出を希望する施設基準の届出様式
移転元医療機関の開設者は、希望する機能移転日に施設基準の辞退に係る届出を行うこと。
☐施設基準に係る辞退届

※上記2における届出に関する期日については、保険医療機関又は保険薬局が所在する県を管轄する事務所(広島県にあっては指導監査課)にお問い合わせください。

※予定届出書・届出書、施設基準の届出様式等については、中国四国厚生局ホームページからダウンロードの上、提出してください。

(3)機能移転の可否の判断について

機能移転の可否の決定に当たっては、

- ・移転元医療機関から移転先医療機関に移転する診療体制・機能が、一連のものとして認められるか

・第三者の権利関係に与える影響の観点から妥当であるか
等の観点から、個別事例の具体的な状況を踏まえて総合的に判断する必要がある、機能移転については、地域医療に与える影響の観点を含む慎重な判断を要することから、保険医療機関の経営上の予見可能性の確保と、全国統一的な運用を推進するため、以下の基準により判断することとなります。

なお、以下の判断基準を満たさない事項がある事例については、機能移転は原則として認められないこととするが、例外的な事例が生じた場合については、保険医療機関又は保険薬局が所在する県を管轄する事務所(広島県にあっては指導監査課)において、個別具体的な状況を踏まえて総合的に判断することとなります。

【判断基準】(※該当性に疑義等がある場合は、事前にお問い合わせください。)

項目	具体的な判断基準
【現に診療中の患者の引継ぎ】	◎以下に該当すること。 □ 移転元医療機関の入院患者への診療が、移転先医療機関において引き続き行われること
【職員の引継ぎ】	◎以下のいずれかを満たすこと。 □ 移転元医療機関で、移転しようとする診療機能に係る診療にあたっていた常勤医師のうち、概ね5割以上(小数点以下切り捨て)、又は常勤・非常勤医師のうち、「常勤医師数」と「非常勤医師の常勤換算医師数」の和の概ね5割以上に相当する医師が、移転先医療機関において引き続き雇用され診療にあたること □ 上記を満たすことが原則であるが、満たさない場合においては、移転先医療機関において当該診療機能を担う医師の診療経験や、医師以外の職員が引き続き雇用されるかどうか等を勘案し、機能移転日から診療実態に変更がなく直ちに十分な機能を果たすことができると認められること
【地域医療構想調整会議等における議論】	◎以下を満たすこと。 □(病院・有床診療所の場合)地域医療構想調整会議等における当該事例に係る議論を経て、医療法上の変更が行われていること